

# 水道工事施工要領

(主な改定点一覧)

令和2年10月

横浜市水道局

編	頁	主な改正点
第1編 水道工事施工管理基準	1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 水道工事施工管理基準（2）適用範囲イの記述を「<u>この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 出来形管理基準（1）出来形管理基準の留意点オの記述を「<u>この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	1-12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来形管理基準表中「（7）水管橋工事」から水管橋外面塗装工事標準膜厚表を削除しました。</li> </ul>
	削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来形管理基準表中「（8）擁壁工事」の記述を削除しました。 ※土木工事施工管理基準（道路局）P6～P8に掲載されているため。</li> </ul>
	1-13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 品質管理基準（1）品質管理基準摘要の留意点ウの記述「<u>区分におけるその他とは、必須に次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書又は監督員が指示した場合に試験（測定）を実施する項目とする。</u>」を削除し、エの記述を「<u>この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	1-21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理基準表中「（5）配管」の試験（測定）種目の欄に「<u>開先形状</u>」及び「ルート間隔、目違い、余盛り」を追加しました。</li> <li>・ 品質管理基準表中「液状エポキシ樹脂塗装（内面塗装）」の摘要欄に「<u>現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。</u>」を追加しました。</li> </ul>
	1-22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理基準表中「ジョイントコート（外面塗装）」の摘要欄に「<u>現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。</u>」を追加しました。</li> </ul>
	削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理基準表中「（6）レディーミクストコンクリート」「（7）鉄鋼」「（8）ガス圧接」「（9）基礎杭工（既製杭）」の記述を削除しました。 ※土木工事施工管理基準（道路局）P36～P41に掲載されているため。</li> </ul>
	1-23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 工事写真撮影基準（1）工事写真撮影基準アの記述の一部を「<u>土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとし、その他監督員が別途指示することができる。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	1-29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来形管理写真撮影基準表の種別「管接合」の撮影項目に「<u>受口の清掃状況</u>」及び「<u>トルクレンチ締付状況</u>」を追加しました。</li> </ul>

編	頁	主な改正点
第2編 水道工事書類作成要領	1-29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来形管理写真撮影基準表の種別「ポリピック管洗浄工」の撮影項目を「<u>ポリピック設置状況</u>」、撮影頻度を「<u>設置場所ごと</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	1-36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理写真撮影基準表の工種に「<u>アスファルト舗装工</u>」を追加しました。</li> </ul>
	1-37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理写真撮影基準表の種別に「<u>管溶接工</u>」を追加しました。</li> </ul>
	2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」「工事登録証明書」の検査員確認欄に表示マーク「<u>○</u>」を追加しました。</li> <li>・工事関係書類一覧表中「建設副産物確認処分届」の提出（提示）方法の欄の「原本1部のみとする」を「<u>原本（押印）1部のみとする（紙書類で提出）</u>」へ修正しました。</li> </ul>
	2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「施工体制台帳」の書類名の修正及び様式欄に表示マーク「<u>●</u>」を追加しました。</li> <li>・工事関係書類一覧表中「関係機関届出書類」の摘要欄に「<u>可能なものはメール（電子データ）必要に応じて検査時に提出・確認</u>」を追加しました。</li> <li>・工事関係書類一覧表中「工事安全管理計画書」の検査員確認欄に表示マーク「<u>○</u>」を追加しました。</li> </ul>
	2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「実施工程表」の検査員確認欄に表示マーク「<u>○</u>」を追加しました。</li> <li>・工事関係書類一覧表中「工事履行報告（工事月報等）」の様式欄及び検査員確認欄に表示マーク「<u>○</u>」を追加しました。</li> </ul>
	2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「支給品清算書」の提出（提示）方法の欄に「<u>原本（現場代理人押印）1部のみとする</u>」を追加しました。</li> </ul>
	2-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「仮設通路等の日常点検チェックシート」の作成根拠その他欄を「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書」から「<u>土木工事共通仕様書第1編 1-1-32-8</u>」へ変更しました。</li> <li>・工事関係書類一覧表中「工事完成図書」の摘要欄に「<u>横浜市土木工事共通仕様書（様式集）に掲載されている決裁用の様式</u>」を追加しました。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係書類一覧表中「工事完成図」の摘要欄に「<u>第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成</u>」を追加しました。</li> </ul>

編	頁	主な改正点
第3編 水道工事完成図作成の標準	2-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者一覧表記入例の資格欄「配管工」「配管技能者」を「<u>配水管技能者</u>」「<u>配管工(配管技能者等)</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	2-36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理関係の書類作成例の(1)各種継手チェックシートについて、日本ダクティル鉄管協会及び日本水道鋼管協会のホームページを参照する旨の記述に変更しました。</li> </ul>
	2-46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「設計図書に指定された工事材料検査申請書」の記入例の宛先欄及び差出人欄を修正しました。(本市様式に修正しました。)</li> </ul>
	2-47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用材料承諾願」の記入例の書式を修正しました。(本市様式に修正しました。)</li> </ul>
	削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 建設副産物(建設発生土及びがれき類等)関係に必要な書類の記述を全て削除しました。(工事関係書類一覧表及び建設副産物関係文書による。)</li> </ul>
第4編 様式集	3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 工事完成図提出の手順と部数(2)提出部数の記載内容「電子成果品として電子媒体(CD-R)2部(正副各1部)、紙の成果品として複写図(白焼き)3部を工事完成検査前に監督員へ提出する。」を「<u>電子成果品として電子媒体(CD-R)2部(正副各1部)を工事完成検査前に監督員へ提出する。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	4-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式集の案内ページの記載内容「4 ダクティル鑄鉄管の各継手チェックシート」を <u>4 ダクティル鑄鉄管及び鋼管の各継手等チェックシート</u> <u>各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。</u> (1)<u>ダクティル鑄鉄管の各継手チェックシート:【日本ダクティル鉄管協会】ホームページ</u> (2)<u>鋼管継手部の出来形チェックシート:【日本水道鋼管協会】ホームページ</u> へ変更しました。</li> </ul>
	4-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式「受領書・借用書」の差出人欄「住所」「請負人」「氏名 印」を「<u>請負人(社名)</u>」「<u>現場代理人氏名 印</u>」へ変更しました。</li> </ul>
	4-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式「支給品清算書」の記載文「次のとおり工事中支給品を清算したいので、横浜市土木工事共通仕様書の規定により提出します。」を「<u>工事中支給品を次のとおり清算しますので、工事請負契約約款第16条第9項の規定により提出します。</u>」へ変更しました。</li> </ul>
第5編 水道局特記仕様書集	様式削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5編水道局特記仕様書集に係る様式及びダクティル鑄鉄管の各継手チェックシートの様式を削除しました。</li> </ul>
	第5編の廃止及び特記仕様書の改定等	<p>第5編 水道局特記仕様書集を廃止し、掲載していた特記仕様書は技術監理課にて別途個別に管理することとしました。水道局ホームページの掲載については、当面の間水道工事施工要領と同じ場所に掲載することとしました。</p> <p>※職員向けのデータについては、次のフォルダーに格納しました。</p> <p>全局共有&gt;18043 技術監理&gt;技術書庫&gt;2010_監督員マニュアル・施工要領・仕様書等&gt;090_特記仕様書・実施要領・特記事項</p>

■新旧対照表	項目	第1編 水道工事施工管理基準 2 出来形管理基準	頁	1-1、1-3	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
<p><b>1 水道工事施工管理基準</b> この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-23（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。</p> <p>(1) 目的 この基準は、請負工事による水道工事の施工管理の方法について定め、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 適用範囲 ア この基準は、横浜市水道局発注の水道工事に適用する。ただし、請負工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。 <u>イ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者等の定める基準によらなければならない。</u></p> <p><b>2 出来形管理基準</b> (1) 出来形管理基準適用の留意点 ア この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、原則として、起・終点及び各測点(N o)ごとの測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成すること。  イ 延長で管理するもののうち施工延長が40m以下のものについては、1施工単位当たり2箇所を測定すること。  ウ 基準高の表示：次頁以降の適用欄に図示した▽印の位置を基準高とすること。  エ 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。  <u>オ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。</u></p>	<p><b>1 水道工事施工管理基準</b> この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-23（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。</p> <p>(1) 目的 この基準は、請負工事による水道工事の施工管理の方法について定め、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 適用範囲 ア この基準は、横浜市水道局発注の水道工事に適用する。ただし、請負工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。 <b><u>イ この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u></b></p> <p><b>2 出来形管理基準</b> (1) 出来形管理基準適用の留意点 ア この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、原則として、起・終点及び各測点(N o)ごとの測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成すること。  イ 延長で管理するもののうち施工延長が40m以下のものについては、1施工単位当たり2箇所を測定すること。  ウ 基準高の表示：次頁以降の適用欄に図示した▽印の位置を基準高とすること。  エ 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。  <b><u>オ この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u></b></p>	<p>○(2) 適用範囲イの記述を変更</p> <p>○(1) 出来形管理基準適用の留意点オの記述を変更</p>			

改定箇所

現行 (令和2年7月)

改定 (令和2年10月)

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(7) 水	塗膜厚	各層設計膜厚以上	塗膜厚の測定 塗膜厚は、測定項目に示すとおり、下塗、中塗、上塗、の各種ごとに測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。	1 鋼橋 (水管橋本体) 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3個所以上、その各個所の円周任意の4点で測定する。  2 歩廊等 (付属部材) 10m <sup>2</sup> につき1箇所測定する。
	各層膜厚			

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(7) 水	塗膜厚	各層設計膜厚以上	塗膜厚の測定 塗膜厚は、測定項目に示すとおり、下塗、中塗、上塗、の各種ごとに測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。	1 鋼橋 (水管橋本体) 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3個所以上、その各個所の円周任意の4点で測定する。  2 歩廊等 (付属部材) 10m <sup>2</sup> につき1箇所測定する。
	各層膜厚			

○水管橋外面塗装工事  
標準膜厚表の削除  
※水道工事標準仕様書  
第3章 塗装 第3節  
水管橋等鋼構造物 P189  
に掲載

水管橋外面塗装工事標準膜厚表 (参考)

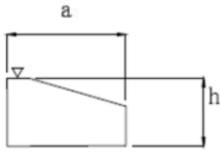
塗装系	塗装工程	塗料名	目標膜厚 μm/回
O-1 <sup>*1</sup>	工場	亜酸化鉛さび止めペイント	下塗 35
		シアナミドさび止めペイント	下塗 45
	現場	フェノールアルキッド	中塗 20
		フェノールアルキッド	上塗 20
O-2 <sup>*2</sup>	工場	無機ジंकリッチプライマー	下塗 15
		塩化ゴム系塗料	下塗 40
	現場	塩化ゴム系塗料	中塗 30
		塩化ゴム系塗料	上塗 25
L-1 <sup>*2</sup>	工場	変性エポキシ樹脂塗料	下塗 150
	現場	エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗 60
		塩化ゴム系塗料	中塗 30
L-2 <sup>*2</sup>	工場	変性樹脂塗料	下塗 150
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗 60
	現場	ポリウレタン樹脂塗料用	中塗 30
		ポリウレタン樹脂塗料	上塗 25
L-3 <sup>*2</sup>	工場	有機ジंकリッチペイント	下塗 50
		エポキシ樹脂塗料 (ミストコート)	下塗 -
		エポキシ樹脂塗料	下塗 60
	現場	エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗 60
		ポリウレタン樹脂塗料用	中塗 30
S-1 <sup>*2</sup>	工場	ポリウレタン樹脂塗料	上塗 25
		無機ジंकリッチペイント	下塗 75
		エポキシ樹脂塗料 (ミストコート)	下塗 -
	現場	エポキシ樹脂塗料	下塗 60
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗 60
		ふっ素樹脂塗料用	中塗 30
		ふっ素樹脂塗料	上塗 25

注記 ※1 鋼板に一次プライマーを塗装する場合は長ばく形エッチングプライマーとする。  
※2 鋼板に一次プライマーを塗装する場合はリッチプライマーとする。

現行 (令和2年7月)

改定 (令和2年10月)

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要		
工種	測定項目					
(8)	ぐり石	幅	-50	本体構造物の測定基準に準じて測定する。  1 既製杭の打ち止まり沈下量は、全数について測定する。 2 場所打杭の杭長は、全数を検測する。 * 場所打ち杭に規格値の上段は、平坦で安定した据付け地盤において施工した場合であり、下段は河川等の水上で栈橋を基盤として施工した場合である。		
		厚さ	-30			
	基礎	基準高	±30			
		幅 a	-30			
		厚さ h	-20			
		延長	-0.2%			
	工	基準高	±50		1 全数について杭中心で測定する。 2 基準高は、打込み不能のとき、切揃え高とする。	
		偏心量	既製杭			D/4 かつ 100 以内
			場所打杭			*100 以内 200 以内
	壁	基準高	±50		1 50mごとに1箇所割合で測定する。 2 厚さは奇数段について測定する。 3 基準高、のり長については、断面の変化点についてすべて測定する。	
厚さ		コンクリート $t_1$	-50			
		裏込材 $t_2$	-50			
のり長		$\ell \leq 3m$	-30			
		$\ell > 3m$	-1.5% -100			
延長		-0.2%	-0.2%			
工事	基準高	±50	50mごとに1箇所割合で測定する。ただし、断面の変化点についてはすべて測定する。			
	幅	$a_1$		-20		
		$a_2$		-30		
	厚さ t	-20				
	高さ	$h_1$		-2%以内 最大値 -50		
		$h_2$		-20		
	延長	-100				

○(8) 擁壁工事の出来形管理基準の削除  
 ※土木工事施工管理基準(道路局) P6~P8 に掲載されているため

■新旧対照表	項目	第1編 水道工事施工管理基準 3 品質管理基準	頁	1-13	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
<p><b>3 品質管理基準</b></p> <p>(1) 品質管理基準適用の留意点</p> <p>ア この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験(測定)種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験(測定)基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。</p> <p>イ 区分における必須とは、各工種の試験種目の中で施工に際し、必ず試験(測定)を実施する項目とする。</p> <p>ウ <u>区分におけるその他とは、必須に次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書又は監督員が指示した場合に試験(測定)を実施する項目とする。</u></p> <p>エ <u>道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。</u></p> <p>(2) 各工種及び試験(測定)項目等 請負人は、品質管理に当っては、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験(測定)項目等について工事着手前に協議すること。</p>	<p><b>3 品質管理基準</b></p> <p>(1) 品質管理基準適用の留意点</p> <p>ア この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験(測定)種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験(測定)基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。</p> <p>イ 区分における必須とは、各工種の試験種目の中で施工に際し、必ず試験(測定)を実施する項目とする。</p> <p><u>ウ この基準に定めのないものについては、土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとする。</u></p> <p>(2) 各工種及び試験(測定)項目等 請負人は、品質管理に当っては、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験(測定)項目等について工事着手前に協議すること。</p>	<p>○(1) 品質管理基準摘要の留意点ウの記述削除及びエの記述を変更</p>			

現行（令和2年7月） 改定（令和2年10月）

品質管理基準 品質管理基準

工種区分	試験(測定)種目	管理基準			摘要				
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格					
(5) 鋼管の容量	外観検査	目視	検査箇所は、設計図書及び監督員の指示したところとする。	下記について著しい欠陥がないこと。 1 余盛りの形状 2 溶接部及びその付近のわれ 3 アンダーカット 4 オーバーラップ 5 ビット 6 ビード形状スラグ 7 スパッタの付着 8 溶接ビードの不揃い	社内検査データ及び写真を提出する。				
	放射線透過試験(X線)	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法 撮影方法は内部線源撮影方法 小口径管等で人が入れない場合は二重壁片面撮影方法 JIS Z 3106 ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 判定は、JIS Z 3104及びJIS Z 3106の3類以上とする。	試験成績及び透過写真を提出する。				
	超音波探傷試験	JIS Z 3050 パイプライン溶接部の非破壊試験方法 JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 判定は、JIS Z 3060の3類以上とする。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)の(2)のウ(記録)による試験成績表を提出する。				
	液状エポキシ樹脂塗装(内面塗装)	下地処理検査	塗装箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-40(無溶剤形エポキシ樹脂塗装)による。 1 溶接により生じたヒュームが除去されていること。 2 スラグ除去、ビードの著しい凹凸が整形され、スパッタ、仮付けピース跡などの塗膜に有害な突起が除去され、平滑に仕上げていること。 3 ほこり、泥、水分、油分の付着がないこと。 4 工場無塗装部をSSPC-SP11の等級に仕上げていること。 5 工場プライマー部で、焼損、発錆、鋼面が露出した部分は、プライマーを除去し、SSPC-SP11の等級に仕上げていること。 6 工場塗装部及び工場プライマー部(健全部)は、表層のみ面粗ししていること。 7 工場塗装部の面粗し範囲は幅25mmとし、端部はテーパをつけていること。	試験成績表を提出する。				
	外観検査		水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 1 塗装表面にたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、変色などの有害な欠陥がないこと。 2 塗り残し、ピンホールがないこと。						
	ピンホール及び塗り残し検査		ピンホール探知機で測定した塗膜全面について火花の発生がないこと。						
	塗膜厚検査 電磁膜厚計又は他の測定器具	塗装箇所ごと 円周上任意の4点(溶接ビード除く)	塗膜厚さ0.5mm以上(硬化後)						
			<table border="1"> <tr> <th>塗膜厚(mm)</th> <th>試験電圧(V)</th> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>2000~2500</td> </tr> </table>	塗膜厚(mm)	試験電圧(V)	0.5	2000~2500		
塗膜厚(mm)	試験電圧(V)								
0.5	2000~2500								

工種区分	試験(測定)種目	管理基準			摘要
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(5) 鋼管の容量	開先形状		溶接継手箇所ごと	日本水道鋼管協会発行「WSP002 水道用塗覆鋼管現場施工基準」による	チェックシートを作成し提出する。
	ルート間隔 目違い 余盛り		溶接継手箇所ごと円周方向に4点(OH, 3H, 6H, 9H)とする		
	外観検査	目視	検査箇所は、設計図書及び監督員の指示したところとする。	下記について著しい欠陥がないこと。 1 余盛りの形状 2 溶接部及びその付近のわれ 3 アンダーカット 4 オーバーラップ 5 ビット 6 ビード形状スラグ 7 スパッタの付着 8 溶接ビードの不揃い	社内検査データ及び写真を提出する。
	放射線透過試験(X線)	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法 撮影方法は内部線源撮影方法 小口径管等で人が入れない場合は二重壁片面撮影方法 JIS Z 3106 ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 判定は、JIS Z 3104及びJIS Z 3106の3類以上とする。	試験成績及び透過写真を提出する。
	超音波探傷試験	JIS Z 3050 パイプライン溶接部の非破壊試験方法 JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 判定は、JIS Z 3060の3類以上とする。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)の(2)のウ(記録)による試験成績表を提出する。
	液状エポキシ樹脂塗装(内面塗装)	下地処理検査	塗装箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-40(無溶剤形エポキシ樹脂塗装)による。 1 溶接により生じたヒュームが除去されていること。 2 スラグ除去、ビードの著しい凹凸が整形され、スパッタ、仮付けピース跡などの塗膜に有害な突起が除去され、平滑に仕上げていること。 3 ほこり、泥、水分、油分の付着がないこと。 4 工場無塗装部をSSPC-SP11の等級に仕上げていること。 5 工場プライマー部で、焼損、発錆、鋼面が露出した部分は、プライマーを除去し、SSPC-SP11の等級に仕上げていること。 6 工場塗装部及び工場プライマー部(健全部)は、表層のみ面粗ししていること。 7 工場塗装部の面粗し範囲は幅25mmとし、端部はテーパをつけていること。	試験成績表を提出する。 <b>現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。</b>
				水道工事標準仕様書第2編1-3-43(検査)による。 1 塗装表面にたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、変色などの有害な欠陥がないこと。 2 塗り残し、ピンホールがないこと。	

○鋼管溶接部の開先形状及びルート間隔、目違い、余盛りについて追加  
○液状エポキシ樹脂塗装(内面)の摘要欄に記述を追加

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 3 品質管理基準		頁	1-22	改定箇所
現行 (令和2年7月)				改定 (令和2年10月)			
品質管理基準				品質管理基準			
工種別	区分	試験(測定)種目	管理基準			摘要	
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格		
(5)配管	鋼管の溶接	ジョイントコート (外面塗装)	下地処理検査	被覆箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-42 (ジョイントコート) による。 1 溶接によって生じたスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部凹凸などの有害な突起が除去又は滑らかに仕上がっていること。 2 スケール、さび、熱影響を受けたプライマーなどが除去されていること。 3 ほこり、泥、水分、油分が付着していないこと。	試験成績表を提出する。	
			外観検査		水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 1 焼損があつてはならない。 2 有害な欠陥となる両端の大きなめくれがあつてはならない。 3 ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。 4 工場塗装部との重ね長さは、片側50mm以上とする。 5 円周方向の重ね長さは、50mm以上とする。		
			ピンホール検査		ピンホール探知機を用いて行い、火花の発生するような欠陥があつてはならない。検査電圧は、8~10kVとする。		
			膜厚検査		加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上とする。		
(6)レディーミクストコンクリート	材料・セメント・骨材	示方配合の決定		配合ごとに実施する。	1 原則としてJIS表示認可工場とする。 2 示方配合については、配合報告書を提出する。 3 材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。 ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。		
			アルカリ骨材反応性試験	JIS A 5308 レディーミクストコンクリート JIS A 1145 骨材のアルカリシカ反応性試験方法 (化学法) JIS A 1146 骨材のアルカリシカ反応性試験方法 (モルタルバー法)		当初及び材料の変化時に実施する。	
			セメント物理試験	JIS R 5201 セメントの物理試験方法		当初及び製造工場又は規格の変化時に実施する。	
			密度及び吸水率試験	JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法 JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法		当初及び材料の変化時に実施する。	
		ふるい分け試験	JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法				
(5)配管	鋼管の溶接	液状エポキシ樹脂塗装 (内面塗装)	ピンホール及び塗り残し検査	塗装箇所ごと	ピンホール探知機で測定した塗膜全面について火花の発生がないこと。 塗膜厚 (mm)   試験電圧 (V) 0.5   2000~2500	試験成績表を提出する。 <b>現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。</b>	
			塗膜厚検査 電磁膜厚計又は他の測定器具	塗装箇所ごと 円周上任意の4点 (溶接ビード除く)	塗膜厚さ0.5mm以上 (硬化後)		
			ジョイントコート (外面塗装)	下地処理検査	被覆箇所ごと		水道工事標準仕様書第2編1-3-42 (ジョイントコート) による。 1 溶接によって生じたスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部凹凸などの有害な突起が除去又は滑らかに仕上がっていること。 2 スケール、さび、熱影響を受けたプライマーなどが除去されていること。 3 ほこり、泥、水分、油分が付着していないこと。
			外観検査		水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 1 焼損があつてはならない。 2 有害な欠陥となる両端の大きなめくれがあつてはならない。 3 ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。 4 工場塗装部との重ね長さは、片側50mm以上とする。 5 円周方向の重ね長さは、50mm以上とする。		
		ピンホール検査			ピンホール探知機を用いて行い、火花の発生するような欠陥があつてはならない。検査電圧は、8~10kVとする。		
		膜厚検査			加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上とする。		

現行 (令和2年7月)	改定 (令和2年10月)	改定箇所
-------------	--------------	------

**品質管理基準**

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(6) 材料・セメント・骨材	その他	単位重量試験	JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法	当初及び材料の変化時に実施する。		1 原則として JIS 表示認可工場とする。 2 示方配合については、配合報告書を提出する。 3 材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。 ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		洗い試験	JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法			
		すりへり試験	JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法			
		表面水率の測定	JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法	1日に2回の割合で実施する。		
		有機不純物試験	JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法			
		軟石量試験	JIS A 1126 ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法			
施工	必須	単位水量試験	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	100m <sup>3</sup> /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数が多い方を採用する。	1 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後、全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。さらに、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm~25mm の場合は 175kg/m <sup>3</sup> 、 40mm の場合は 165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。

○土木工事施工管理基準(道路局)P36及びP37に掲載されているため、削除

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

改定箇所

品質管理基準

○土木工事施工管理基準(道路局)P36及びP38に掲載されているため、削除

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要		
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格			
(6)レディミクストコンクリート	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101 コンクリートのスランブ試験方法	試験は次のとおり実施する。 1 コンクリートの総量が 50m <sup>3</sup> 未満は1回 50m <sup>3</sup> 以上150m <sup>3</sup> 以下は2回 以後 150m <sup>3</sup> ごとに1回追加し実施する。 ただし、設計基準強度 18N/mm <sup>2</sup> 以下かつ 30m <sup>3</sup> 未満は省略することができる。 2 スランブ試験、空気量試験、塩化物含有量試験は、荷おろし地点で打設前に実施する。 3 圧縮、曲げ強度用試料は、荷おろし地点で採取する。	スランブの許容値 2.5cm ±1cm以内 5cm及び 6.5cm ±1.5cm以内 8cm以上 ±2.5cm以内 21cm以上 ±1.5cm以内		
			空気量試験	JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法) JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法-空気室圧力方法 JIS A 1118 フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)		空気量の許容差 ±1.5%以内		
			塩化物含有量試験	JIS A 5308 レディミクストコンクリート		原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下(塩素イオン重量) ただし、監督員が承諾した場合は、0.6kg/m <sup>3</sup> 以下(塩素イオン重量)		
			圧縮強度試験(一般用)	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法		1回(個)の試験結果は、呼び強度の85%以上 3回(個)の試験結果の平均値は、呼び強度以上		テストピースは1回に6個(7日圧縮強度-3個、28日圧縮強度-3個)採取する。
			曲げ強度試験(舗装用)	JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法				テストピースは1回に3個(28日圧縮強度)採取する。
その他			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112 フレッシュコンクリートの洗い分析試験方法	品質に異常が認められる場合に実施する。			

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

改定箇所

品質管理基準

工種別分	試験(測定)種目	管理基準			摘要
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(7) 鉄鋼	鋼材の形状寸法及び重量試験	JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。	JIS G 3191 熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差 JIS G 3192 熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差	材料の規格試験は、製造工場の規格合格証明書(ミルシート)でよい。 ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
	引張試験	JIS Z 2241 金属材料引張試験方法		JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106 溶接構造用圧延鋼材 JIS G 3109 P C 鋼棒 JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS A 5525 鋼管ぐい JIS A 5526 H形鋼ぐい JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板	
	曲げ試験	JIS Z 2248 金属材料曲げ試験方法			
(8) ガス圧接	外観検査	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準 ・目視 ・ノギス等による計測 (詳細外観試験)	目視は全数実施する。 詳細外観試験は、圧接箇所数の5%について実施する。	JIS Z 3120 による判定基準を満足しなければならない。 熱間押抜法以外の場合 ① 軸心の偏心がD/5以下。 ② ふくらみが1.4D以上。ただし、SD490の場合は1.5D以上。 ③ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ④ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上。 ⑤ 著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上。 ③ オーバーヒート等による表面不整がない。	試験記録を提出する。 規格値を外れた場合は下記による。 ①③⑤は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ②④は、再加熱して修正する。
	引張試験	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準 JIS Z 2241 金属材料引張試験方法	鉄筋径ごとに、3本のモデル供試体を施工初期に作成し実施する。 (モデル供試体は実際の作業と同一条件・同一材料で行う)	全数がJIS G 3112に規定する母材強度以上であること。	試験成績表及び写真を提出する。
	超音波探傷検査	JIS Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準	試験者は、(社)日本圧接協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 鉄筋径ごとの10%について実施する。	試験数30個以上の場合、不合格数1個以下が合格。 試験数30個未満の場合、不合格数0個が合格。 ただし、エコー高24dB以上を不合格とする。	規格値を外れた場合は下記による。 不合格ロットの全数(鉄筋径ごと)について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。

○工種(7)鉄鋼及び  
(8)ガス圧接の品質管理基準の削除  
※土木工事施工管理基準(道路局)P40及びP41に掲載されているため

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

改定箇所

品質管理基準

工種区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(9)基礎杭工（既製杭）	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	JIS マーク表示品は除く
	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525 鋼管ぐい		外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。
	浸透探傷試験（カラーチェック）（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接）	JIS Z 2343 非破壊試験—浸透探傷試験	全数実施する。	われ及び有害な欠陥がないこと。	試験記録及び写真を提出する。
	放射線透過試験（鋼管杭・H鋼杭の現場溶接）	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法	杭径ごと、溶接20箇所ごとに1回実施する。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験)の認証技術者とする。	JIS Z 3104の3類以上	試験成績表及び透過写真を提出する。
	超音波探傷試験（鋼管杭の現場溶接）	JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	杭径ごと、溶接20箇所ごとに1回実施する。 探傷長は30cm/1方向とし、4方向からとする。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(超音波探傷試験)の認証技術者とする。	JIS Z 3060の3類以上	試験記録及び写真を提出する。
	水セメント比試験（鋼管杭・コンクリート杭）		供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	
	セメントミルクの圧縮強度試験（鋼管杭・コンクリート杭）	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	設計図書による。	参考値：19.6MPa

○工種（9）基礎杭工（既製杭）の品質管理基準の削除  
土木工事施工管理基準（道路局）P41に掲載されているため

■新旧対照表	項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準	頁	1 - 2 3	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
<p><b>4 工事写真撮影基準</b></p> <p>(1) 工事写真撮影基準</p> <p>ア 適用範囲</p> <p>この基準は、横浜市水道局が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。</p> <p>ただし、この基準に定めのないものについては、<u>監督員が別途指示することとする。</u></p>	<p><b>4 工事写真撮影基準</b></p> <p>(1) 工事写真撮影基準</p> <p>ア 適用範囲</p> <p>この基準は、横浜市水道局が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。</p> <p>ただし、この基準に定めのないものについては、<u>土木工事施工管理基準（道路局）及びその他関係基準類を適用するものとし、その他監督員が別途指示することができる。</u></p>	<p>○(1) 工事写真撮影基準の記述を変更</p>			

■新旧対照表			項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準				頁	1-29		改定箇所
現行 (令和2年7月)					改定 (令和2年10月)						
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	○種別「管接合」の撮影項目に「受口の清掃状況」「トルクレンチ締付状況」を追加  ○種別「ポリピック管洗浄工」の撮影項目及び撮影頻度の記述を変更	
管 路 施 工 状 況	水替工	使用ポンプ	施工中	施工場所ごと	水替工	使用ポンプ	施工中	施工場所ごと	施工場所ごと		
		排水状況	施工中	施工場所ごと		排水状況	施工中	施工場所ごと	施工場所ごと		
	管切断工	切断機の判別	施工中	機種変更ごと	管切断工	切断機の判別	施工中	機種変更ごと	機種変更ごと		
		切断状況	施工中	5口に1箇所		切断状況	施工中	5口に1箇所	5口に1箇所		
		挿しロリング 取付状況	取付後	取付箇所ごと		挿しロリング 取付状況	取付後	取付箇所ごと	取付箇所ごと		
	切管端面処理工	管端キャップ 取付状況	取付後	5口に1箇所	切管端面処理工	管端キャップ 取付状況	取付後	5口に1箇所	5口に1箇所		
		塗装状況	施工後	5口に1箇所		塗装状況	施工後	5口に1箇所	5口に1箇所		
	管布設工・撤去工	管の吊おろし (吊上げ) 据付け(撤去)作業	施工中	40mごとに1箇所	管布設工・撤去工	管の吊おろし (吊上げ) 据付け(撤去)作業	施工中	40mごとに1箇所	40mごとに1箇所		
	管接合	管の接合状況 ライナー設置状況 G-Link 接合状況 挿し口の挿入量の明示 <sup>※1</sup> (S形・GX形・NS形)	施工中	接合箇所ごと	管接合	管の接合状況 ライナー設置状況 G-Link 接合状況 挿し口の挿入量の明示 <sup>※1</sup> (S形・GX形・NS形)	施工中	接合箇所ごと	接合箇所ごと		
	ポリエチレン スリーブ防食工	被覆状況 ラップ長	施工中	弁、消火栓等は場所 ごと、他は40mごと に1箇所	ポリエチレン スリーブ防食工	被覆状況 ラップ長	施工中	弁、消火栓等は場所 ごと、他は40mごと に1箇所	弁、消火栓等は場所 ごと、他は40mごと に1箇所		
	埋設用明示シート	敷設状況	施工中	40mごとに1箇所	埋設用明示シート	敷設状況	施工中	40mごとに1箇所	40mごとに1箇所		
	管明示工	明示テープ表示状況	施工中	40mごとに1箇所	管明示工	明示テープ表示状況	施工中	40mごとに1箇所	40mごとに1箇所		
	ポリピック管洗浄工	<b>施工状況</b>	施工中	<b>施工場所ごと</b>	ポリピック管洗浄工	<b>ポリピック設置状況</b>	施工中	<b>設置場所ごと</b>	<b>設置場所ごと</b>		
	塗装工 (内, 外面)	施工状況	施工後	40mごとに1箇所	塗装工 (内, 外面)	施工状況	施工後	40mごとに1箇所	40mごとに1箇所		
耐摩板巻付け工 耐摩板設置工	施工状況	施工後	横断部は施工場所ごと 平行部は40mに1箇 所、40m未満は2箇所	耐摩板巻付け工 耐摩板設置工	施工状況	施工後	横断部は施工場所ごと 平行部は40mに1箇 所、40m未満は2箇所	横断部は施工場所ごと 平行部は40mに1箇 所、40m未満は2箇所			
出来 形	管布設工	管布設の位置 (O. P離れD. P深さ)	布設後	40mごとに1箇所	出来 形	管布設工	管布設の位置 (O. P離れD. P深さ)	布設後	40mごとに1箇所		
	管撤去工	撤去管の延長	施工後	1日に1回		管撤去工	撤去管の延長	施工後	1日に1回		

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準		頁	1-36		改定箇所		
現行 (令和2年7月)				改定 (令和2年10月)						
品質管理写真					品質管理写真					○工種に「アスファルト舗装工」を追加
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
コンクリート	スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごと1回	コンクリート	スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごと1回	
	空気量試験	〃	〃	〃		空気量試験	〃	〃	〃	
	強度試験	供試体	採取時	全数量		強度試験	供試体	採取時	全数量	
		試験実施状況	試験実施中				試験実施状況	試験実施中		
	塩化物含有量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回		塩化物含有量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回	
	単位水量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回		単位水量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回	
アスファルト合材	合材温度測定	測定実施状況	到着時初転圧	トラック3台ごとに1回	アスファルト合材	合材温度測定	測定実施状況	到着時初転圧	トラック3台ごとに1回	
路床路盤	ブルーフローリング	実施状況	実施中	各1回	<b>アスファルト舗装工</b>	<b>施工時の気温</b>	<b>測定実施状況</b>	<b>施工開始時</b>	<b>施工日ごと</b>	
	密度試験	試験実施状況	試験実施中	各1回	路床路盤	ブルーフローリング	実施状況	実施中	各1回	
基礎工	既製杭	浸透探傷試験(カラーチェック)	試験後	5箇所に1回	基礎工	既製杭	浸透探傷試験(カラーチェック)	試験後	5箇所に1回	
		放射線透過試験(継杭溶接)	〃	全数量			放射線透過試験(継杭溶接)	〃	全数量	
		超音波探傷試験	試験中	〃			超音波探傷試験	試験中	〃	
鉄筋コンクリート	配筋	外観試験(圧接)	試験中	1施工単位に1回	鉄筋コンクリート	配筋	外観試験(圧接)	試験中	1施工単位に1回	
		供試体(圧接)	作成後	全数量			供試体(圧接)	作成後	全数量	
		引張試験(圧接)	試験後	全数量(破断写真)			引張試験(圧接)	試験後	全数量(破断写真)	
		超音波探傷試験	試験中	試験ごとに1回			超音波探傷試験	試験中	試験ごとに1回	
鋼橋	材料試験	試験実施状況	試験実施中	試験項目ごとに1回	鋼橋	材料試験	試験実施状況	試験実施中	試験項目ごとに1回	
	高力ボルト締付け	締付け確認状況	締付け作業中	主要部材ごとに1回		高力ボルト締付け	締付け確認状況	締付け作業中	主要部材ごとに1回	
	現場溶接	試験実施状況	試験実施中	〃		現場溶接	試験実施状況	試験実施中	〃	

■新旧対照表		項目	第1編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準			頁	1-37		改定箇所	
現行 (令和2年7月)					改定 (令和2年10月)					
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	○工種に「管溶接工」を追加
水管橋及び 橋梁添架	水管橋	接合部検査状況	施工後	実施箇所ごと	水管橋及び 橋梁添架	水管橋	接合部検査状況	施工後	実施箇所ごと	
	橋梁添架	管材料検査	施工前	搬入ごと		橋梁添架	管材料検査	施工前	搬入ごと	
		管接合部検査状況	施工後	実施箇所			管接合部検査状況	施工後	実施箇所	
推進工事	推進	管材料検査 (推進用管、さや管)	施工前	1路線1回	推進工事	推進	管材料検査 (推進用管、さや管)	施工前	1路線1回	
シールド 工事	トンネル築造	一次覆工材の検査	施工前	1工事に1回	シールド 工事	トンネル築造	一次覆工材の検査	施工前	1工事に1回	
		二次覆工 材料検査	施工前	1スパンに1回			二次覆工 材料検査	施工前	1スパンに1回	
地盤改良 工事	注入工	材料検査状況	施工前	搬入ロットごと	地盤改良 工事	注入工	材料検査状況	施工前	搬入ロットごと	
	改良工	材料検査	施工前	実施箇所ごと		改良工	材料検査	施工前	実施箇所ごと	
管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと	管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと	
		溶接部の検査状況	施工後				溶接部の検査状況	施工後		
管接合工	ダクトイル鋳鉄 管接合工 (仮設管、仮管 栓 含む)	測定状況	施工中	接合ごと	管接合工	ダクトイル鋳鉄 管接合工 (仮設管、仮管 栓 含む)	測定状況	施工中	接合ごと	
塗覆装	管塗装	材料検査 (使用塗料)	施工前	全数量、各層ごと	<b>管溶接工</b>	<b>鋼管溶接工</b>	ルート間隔 目違い 余盛り } <b>測定状況</b>	<b>施工後</b>	<b>溶接箇所ごと</b>	
		検査状況 (膜厚、 ピンホール、接着)	施工後	全数量						
	その他	材料検査 (使用塗料)	施工前	全数量、各層ごと						
						検査状況 (膜厚、 ピンホール、接着)	施工後	全数量		
						その他	材料検査 (使用塗料)	施工前	全数量、各層ごと	

■新旧対照表	項目 第2編 水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表	頁	2-1、2-2	改定箇所																																															
現行 (令和2年7月)		改定 (令和2年10月)																																																	
<p style="text-align: center;">1 工事関係書類一覧表</p> <table border="1" data-bbox="198 480 887 806"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事登録証明書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="198 869 1222 1052"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出(提示)方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設副産物確認処分届</td> <td>原本1部のみとする</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="198 1104 834 1287"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工体制台帳(写)</td> <td>☆</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="166 1335 1258 1566"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)</td> <td>着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="198 1667 848 1850"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事安全管理計画書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		書類名	検査員確認	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－		再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－		工事登録証明書		書類名	提出(提示)方法	建設副産物確認処分届	原本1部のみとする	書類名	様式	施工体制台帳(写)	☆	書類名	摘要	関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出	書類名	検査員確認	工事安全管理計画書		<p style="text-align: center;">1 工事関係書類一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1442 480 2131 806"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>工事登録証明書</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1442 869 2466 1052"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出(提示)方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設副産物確認処分届</td> <td>原本(押印)1部のみとする (紙書類で提出)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1442 1104 2077 1287"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工体制台帳</td> <td style="text-align: center;">● ☆</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1412 1335 2504 1604"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)</td> <td>着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 <b>可能なものはメールによる提出(電子データ)必要に応じて検査時に提出・確認</b></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1442 1667 2092 1850"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事安全管理計画書</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	検査員確認	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	○	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	○	工事登録証明書	○	書類名	提出(提示)方法	建設副産物確認処分届	原本(押印)1部のみとする (紙書類で提出)	書類名	様式	施工体制台帳	● ☆	書類名	摘要	関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 <b>可能なものはメールによる提出(電子データ)必要に応じて検査時に提出・確認</b>	書類名	検査員確認	工事安全管理計画書	○	<p>○表中「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」「工事登録証明書」の検査員確認欄に表示マークを追加</p> <p>○表中「建設副産物確認処分届」の提出(提示)方法欄の記述を修正</p> <p>○表中「施工体制台帳」の書類名から(写)の削除及び様式欄に表示マークを追加</p> <p>○表中「関係機関届出書類」の摘要欄に記述を追加</p> <p>○表中「工事安全管理計画書」の検査員確認欄に表示マークを追加</p>
書類名	検査員確認																																																		
再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－																																																			
再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－																																																			
工事登録証明書																																																			
書類名	提出(提示)方法																																																		
建設副産物確認処分届	原本1部のみとする																																																		
書類名	様式																																																		
施工体制台帳(写)	☆																																																		
書類名	摘要																																																		
関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出																																																		
書類名	検査員確認																																																		
工事安全管理計画書																																																			
書類名	検査員確認																																																		
再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	○																																																		
再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	○																																																		
工事登録証明書	○																																																		
書類名	提出(提示)方法																																																		
建設副産物確認処分届	原本(押印)1部のみとする (紙書類で提出)																																																		
書類名	様式																																																		
施工体制台帳	● ☆																																																		
書類名	摘要																																																		
関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 <b>可能なものはメールによる提出(電子データ)必要に応じて検査時に提出・確認</b>																																																		
書類名	検査員確認																																																		
工事安全管理計画書	○																																																		

■新旧対照表	項目 第2編 水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表	頁	2-3から2-5	改定箇所																																																			
現行 (令和2年7月)		改定 (令和2年10月)																																																					
<p>1 工事関係書類一覧表</p> <table border="1" data-bbox="175 480 828 663"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施工程表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="175 695 952 877"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事履行報告(工事月報等)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="175 921 1249 1104"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出(提示)方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給品清算書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="175 1152 1243 1335"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>作成根拠 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設通路等の日常点検チェックシート</td> <td><u>工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="175 1383 1243 1566"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成図書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="175 1619 1243 1801"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		書類名	検査員確認	実施工程表		書類名	様式	検査員確認	工事履行報告(工事月報等)			書類名	提出(提示)方法	支給品清算書		書類名	作成根拠 その他	仮設通路等の日常点検チェックシート	<u>工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書</u>	書類名	摘要	工事完成図書		書類名	摘要	工事完成図		<p>1 工事関係書類一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1400 470 2053 653"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施工程表</td> <td><u>○</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1400 695 2178 877"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式</th> <th>検査員確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事履行報告(工事月報等)</td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1412 915 2487 1098"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>提出(提示)方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給品清算書</td> <td><u>原本(現場代理人押印)1部のみとする</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1412 1161 2487 1344"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>作成根拠 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設通路等の日常点検チェックシート</td> <td><u>土木工事共通仕様書 第1編 1-1-32-8</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1412 1394 2487 1577"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成図書</td> <td><u>横浜市土木工事共通仕様書(様式集)に掲載されている決裁用の様式</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1412 1619 2487 1801"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完成図</td> <td><u>第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成</u></td> </tr> </tbody> </table>	書類名	検査員確認	実施工程表	<u>○</u>	書類名	様式	検査員確認	工事履行報告(工事月報等)	<u>○</u>	<u>○</u>	書類名	提出(提示)方法	支給品清算書	<u>原本(現場代理人押印)1部のみとする</u>	書類名	作成根拠 その他	仮設通路等の日常点検チェックシート	<u>土木工事共通仕様書 第1編 1-1-32-8</u>	書類名	摘要	工事完成図書	<u>横浜市土木工事共通仕様書(様式集)に掲載されている決裁用の様式</u>	書類名	摘要	工事完成図	<u>第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成</u>	<p>○表中「実施工程表」の検査員確認欄に表示マークを追加</p> <p>○表中「工事履行報告(工事月報等)」の様式欄及び検査員確認欄に表示マークを追加</p> <p>○表中「支給品清算書」の提出(提示)方法欄に記述の追加</p> <p>○表中「仮設通路等の日常点検チェックシート」の作成根拠 その他欄の記述を修正</p> <p>○表中「工事完成図書」の摘要欄に記述を追加</p> <p>○表中「工事完成図」の摘要欄に記述を追加</p>
書類名	検査員確認																																																						
実施工程表																																																							
書類名	様式	検査員確認																																																					
工事履行報告(工事月報等)																																																							
書類名	提出(提示)方法																																																						
支給品清算書																																																							
書類名	作成根拠 その他																																																						
仮設通路等の日常点検チェックシート	<u>工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書</u>																																																						
書類名	摘要																																																						
工事完成図書																																																							
書類名	摘要																																																						
工事完成図																																																							
書類名	検査員確認																																																						
実施工程表	<u>○</u>																																																						
書類名	様式	検査員確認																																																					
工事履行報告(工事月報等)	<u>○</u>	<u>○</u>																																																					
書類名	提出(提示)方法																																																						
支給品清算書	<u>原本(現場代理人押印)1部のみとする</u>																																																						
書類名	作成根拠 その他																																																						
仮設通路等の日常点検チェックシート	<u>土木工事共通仕様書 第1編 1-1-32-8</u>																																																						
書類名	摘要																																																						
工事完成図書	<u>横浜市土木工事共通仕様書(様式集)に掲載されている決裁用の様式</u>																																																						
書類名	摘要																																																						
工事完成図	<u>第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成</u>																																																						

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

改定箇所

## 2 現場組織表（例）

### （2）有資格者一覧表記入例

各作業の有資格者の一覧を作成する。

資格	業者名	氏名	資格番号
車両系建設機械運転者			
地山の掘削作業主任者			
足場の組立等作業主任者			
型枠支保工の組立等作業主任者			
電気主任技術者			
締固め用機械運転者			
ガス溶接作業者			
アーク溶接作業者			
移動式クレーン運転士			
玉掛作業者			
ガス圧接技量資格者			
<b>配管工</b>			
<b>配管技能者</b>			
給水装置工事主任技術者			
〇級土木施工管理技士			
その他			

ア 作業の実施、建設機械の運転、点検整備に関しては、法令に定める資格を有する者（有資格者）を配置すること。

イ **配管工**は資格の写しを添付すること。

## 2 現場組織表（例）

### （2）有資格者一覧表記入例

各作業の有資格者の一覧を作成する。

資格	業者名	氏名	資格番号
車両系建設機械運転者			
地山の掘削作業主任者			
足場の組立等作業主任者			
型枠支保工の組立等作業主任者			
電気主任技術者			
締固め用機械運転者			
ガス溶接作業者			
アーク溶接作業者			
移動式クレーン運転士			
玉掛作業者			
ガス圧接技量資格者			
<b>配水管技能者</b>			
<b>配管工（配管技能者等）</b>			
給水装置工事主任技術者			
〇級土木施工管理技士			
その他			

ア 作業の実施、建設機械の運転、点検整備に関しては、法令に定める資格を有する者（有資格者）を配置すること。

イ **配水管技能者、配管工（配管技能者等）**は資格の写しを添付すること。

○（2）有資格者一覧表記入例の「配管工」「配管技能者」を「配水管技能者」「配管工（配管技能者等）」へ変更

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 8 品質管理関係	頁	2-36	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
<p>8 品質管理関係</p> <p>品質管理表（例）</p> <p>（1）各種継手チェックシート</p> <p>第4編様式集 ダクタイル鋳鉄管の各種チェックシート参照</p> <p>（2）水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート</p> <p>第5編水道局特記仕様書 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書 別表-1参照</p> <p>（3）路盤締固め度管理表</p> <p>（4）合材締固め度管理表</p> <p>（5）アスファルト温度管理表</p> <p>（6）レディーミクストコンクリートの品質管理表</p>	<p>8 品質管理関係</p> <p>品質管理表（例）</p> <p>（1）各種継手チェックシート</p> <p><b><u>各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。</u></b></p> <p><b><u>・ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート：【日本ダクタイル鉄管協会】ホームページ</u></b></p> <p><b><u>・鋼管継手部の出来形チェックシート：【日本水道鋼管協会】ホームページ</u></b></p> <p>（2）水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート</p> <p>・第5編水道局特記仕様書 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書 別表-1参照</p> <p>（3）路盤締固め度管理表</p> <p>（4）合材締固め度管理表</p> <p>（5）アスファルト温度管理表</p> <p>（6）レディーミクストコンクリートの品質管理表</p>	<p>○（1）各種継手チェックシートの記述を変更</p>			

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 9 建設副産物 (建設発生土及びがれき類等) 関係で必要な書類	頁	—	改定箇所
現行 (令和2年7月)		改定 (令和2年10月)			
<p>9 建設副産物 (建設発生土及びがれき類等) 関係で必要な書類</p> <p>(1) 指定処分</p> <p>ア 建設発生土</p> <p>(ア) 副申書</p> <p>(イ) 料金納入通知書・還付金領収書</p> <p>(ウ) 集計表 (設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。)</p> <p>(エ) 搬入整理券 (半券)</p> <p>(オ) 土砂検定試験表 (500m<sup>3</sup>以上)</p> <p>※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p> <p>イ がれき類 (As 殻、Co 殻、現場発生路盤材)</p> <p>(ア) 廃材搬入利用申込み書</p> <p>(イ) 集計表 (設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。)</p> <p>(ウ) 廃材検収伝票</p> <p>※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p> <p>(2) 確認処分</p> <p>ア 建設発生土・産業廃棄物</p> <p>(ア) 確認処分届</p> <p>(イ) 搬出記録簿</p> <p>(ウ) 搬入証明書 (受入先が発行した搬入整理券等)</p> <p>※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p>		○記述の削除			

改定箇所

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

（記入例）

（記入例）

設計図書に指定された工事材料検査申請書

設計図書に指定された工事材料検査申請書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

（提出先）  
横浜市水道事業管理者

横浜市水道局 〇〇課（所）  
監督員 様

住所 横浜市北区南町一丁目1番地  
請負人 〇〇・△△建設共同企業体  
氏名 水道 次郎 印

請負人（社名） 横浜市北区南町一丁目1番地  
〇〇・△△建設共同企業体  
現場代理人氏名 水道 次郎 印

工事請負契約約款第14条第3項の規定により、設計図書の指定された工事材料の検査を申請します。

横浜市工事請負契約約款第14条第3項の規定により、設計図書に指定された工事材料の検査を申請します。

工事名 〇〇浄水場〇号配水池築造工事

工事名 〇〇浄水場〇号配水池築造工事

品名	品質形状等	単位	数量	備考
鋼管杭	φ〇〇〇mm×〇〇m	本	△△	

品名	品質形状等	単位	数量	備考
鋼管杭	φ〇〇〇mm×〇〇m	本	△△	

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○記入例の宛先欄及び差出人欄を修正

改定箇所

現行 (令和2年7月)

改定 (令和2年10月)

(記入例)  
使用材料承諾願

(記入例)  
使用材料承諾願

○記入例の書式を修正

(提出先)  
横浜市水道局 ○○課 (所)

令和 年 月 日  
横浜市水道局 ○○課 (所)  
監督員 様  
請負人 ○○建設 株式会社  
現場代理人 横浜 太郎 印

請負人 ○○建設 株式会社  
現場代理人氏名 横浜 太郎 印

工事名 △△沈殿池耐震補強工事  
次の材料を使用したいので承諾願います。

工事名 △△沈殿池耐震補強工事

次の材料を使用したいので承諾願います。

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社及び工場又は産地)	承 諾 方 法
レディミストコンクリート	普通 24-12-25 B B	○○コンクリート ○○工場	配合報告書
再生粒度調整砕石	RM-40	○○興産 ○○市 ○○産	試験結果報告書
再生アスファルト合材	密粒度 20	○○道路 ○○工場	認定書 (写し)
目地材	樹脂発砲体系○型 t=○○	○○化学工業 ○○工場	浸出試験報告書

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社及び工場又は産地)	承 諾 方 法
レディミストコンクリート	普通 24-12-25 B B	○○コンクリート ○○工場	配合報告書
再生粒度調整砕石	RM-40	○○興産 ○○市 ○○産	試験結果報告書
再生アスファルト合材	密粒度 20	○○道路 ○○工場	認定書 (写し)
目地材	樹脂発砲体系○型 t=○○	○○化学工業 ○○工場	浸出試験報告書

上記の使用材料を承諾します。  
令和 年 月 日  
監督員 印

- 注**
- (1) 工事に使用する材料は、使用に先立ち品名、製造会社、規格証明書、品質試験成績表、その他品質を判定できる資料を監督員へ提出する。  
なお、汎用性のあるものについては、試験成績表等の提出を省略できる。
  - (2) 仮設材料は、主な材料名及び規格のみを記入する。
  - (3) 材料に変更がある場合には、その都度提出する。
  - (4) 現場代理人、監督員の印は私印を使用する。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総括監督員	主任監督員	担当監督員

■新旧対照表	項目	第3編 水道工事完成図作成の標準 第1 一般事項	頁	3-1	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
<p>2 工事完成図提出の手順と部数</p> <p>(2) 提出部数</p> <p><u>電子成果品として電子媒体（CD-R）2部（正副各1部）、紙の成果品として複写図（白焼き）3部を工事完成検査前に監督員へ提出する。ただし、監督員の指示があった場合は、その指示による。</u></p>	<p>2 工事完成図提出の手順と部数</p> <p>(2) 提出部数</p> <p><u>電子成果品として電子媒体（CD-R）2部（正副各1部）を工事完成検査前に監督員へ提出する。</u></p> <p>ただし、監督員の指示があった場合は、その指示による。</p>	<p>○工事完成図の提出部数について記述を変更</p>			

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-1	改定箇所
現行（令和2年7月）		改定（令和2年10月）			
3 第5編 水道局特記仕様書集に係る様式	4 <u>ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート</u>	3 <u>ダクタイル鋳鉄管及び鋼管の各継手等チェックシート</u> <u>各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。</u>	(1) <u>ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート：【日本ダクタイル鉄管協会】ホームページ</u>	(2) <u>鋼管継手部の出来形チェックシート：【日本水道鋼管協会】ホームページ</u>	○第5編水道局特記仕様書集の削除に伴い、本編に掲載していた記述及び様式を削除
					○ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート掲載を廃止し、「日本ダクタイル鉄管協会」及び「日本水道鋼管協会」の各ホームページに掲載されているチェックシートを使用するよう記述を変更

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-6	改定箇所																																																																																																																							
現行 (令和2年7月)		改定 (令和2年10月)			○宛先欄及び差出人欄の修正																																																																																																																							
<p style="text-align: center;"><b>受領書・借用書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u> <u>請負人</u> <u>氏名</u> 印</p> <p>支給品・貸与品 を次のとおり 受領・借用 したので工事請負契約約款第16条第3項の規定により提出します。 <u>工事名</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>品質形状等</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		品名	品質形状等	単位		数量	備考																																																			総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;"><b>受領書・借用書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>請負人(社名)</u> <u>現場代理人氏名</u> 印</p> <p>支給品・貸与品 を次のとおり 受領・借用 したので工事請負契約約款第16条第3項の規定により提出します。 <u>工事名</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>品質形状等</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	品名	品質形状等	単位	数量	備考																																																			総括監督員	主任監督員	担当監督員		
品名	品質形状等	単位	数量	備考																																																																																																																								
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																																																																																																										
品名	品質形状等	単位	数量	備考																																																																																																																								
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																																																																																																										

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4 - 8	改定箇所																																																																																																																																										
現行 (令和2年7月)		改定 (令和2年10月)			○記述の変更																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">支 給 品 清 算 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">請負人 (社名)</p> <p style="text-align: right;">現場代理人氏名 印</p> <p>次のとおり工事中支給品を清算したいので、横浜市土木工事共通仕様書の規定により提出します。</p> <p>工事名 _____</p>		<p style="text-align: center;">支 給 品 清 算 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">請負人 (社名)</p> <p style="text-align: right;">現場代理人氏名 印</p> <p><b>工事中支給品を次のとおり清算しますので、工事請負契約約款第16条第9項の規定により提出します。</b></p> <p>工事名 _____</p>																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 名</th> <th style="width: 15%;">品質形状等</th> <th style="width: 10%;">受領数</th> <th style="width: 10%;">使用数</th> <th style="width: 10%;">返納数</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		品 名	品質形状等	受領数	使用数		返納数	備 考																																																													<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 名</th> <th style="width: 15%;">品質形状等</th> <th style="width: 10%;">受領数</th> <th style="width: 10%;">使用数</th> <th style="width: 10%;">返納数</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			品 名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備 考																																																																		
品 名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備 考																																																																																																																																										
品 名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備 考																																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			総括監督員	主任監督員	担当監督員																																																																																																																																		
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																																																																																																																													
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																																																																																																																													

現行（令和2年7月）

改定（令和2年10月）

○4-69 から 4-93 に掲載されていたダクティル管継手等チェックシート全ての様式を削除

**GX形継手 チェックシート(直管)** 施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	φ mm			

**Ⅰ 直管**

呼び径	合格範囲(mm)
75	21~22
100	22~23
150	21~22
200	21~22
250	21~22
300	21~22
400	21~22

**Ⅱ 直管挿し口を挿入する場合**

**Ⅲ 異形管挿し口を挿入する場合**

管 No.

管の種類

給戻/ライフ

継手 No.

挿し口突部の有無

積荷・異物の除去

ライフの位置確認(4部) ※1

受口溝(ロッキング)の確認

挿し口の挿入量の明示

滑 潤

マーキング(白線)位置の確認 ※2

挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口) ※3

マーキング(白線)の明示(異形管挿し口) ※4

受口端面～ゴム輪間隔(b) ※5

受口端面～白線間隔(a)

判 定

備 考

判定基準

- ※1 ライフが受口奥部に当たっていることを確認する。
- ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全面にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
- ※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全面にわたり10mm以下であるか確認する。
- ※4 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したか確認する。
- ※5 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。